

### 4 ページ 加入する方（組合員・被扶養者）の記載内容の変更および注釈の追加

旧

市町村・一部事務組合・広域連合の職員（短時間勤務職員については勤務が2カ月を超える者）は、その職員となった日から、共済組合の組合員になり**組合員証が交付されます。**

一方、組合員が退職又は死亡したときは、その翌日から組合員の資格を失いますが、退職した後も、引き続き組合員として、その資格を一定期間継続できる場合があります。

※70歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。以下「高齢受給者」という）には、高齢受給者証が交付されます。

#### 被扶養者として認められる方

主として組合員の収入によって生計を維持している①～③の方は、組合員の被扶養者として認められ、**組合員被扶養者証が交付されます。**なお、後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の方又は65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方）である方又は後期高齢者医療制度の被保険者である組合員の被扶養者は除きます。

- ① 組合員の配偶者（内縁関係を含む）・子・父母・孫・祖父母・兄弟・姉妹
- ② ①以外で組合員と同一世帯に属する3親等内の親族
- ③ 組合員と同一世帯に属する内縁関係にある配偶者の父母及び子（配偶者の死亡後も同じ）

#### 被扶養者として認められない方（主な例）

- ・ 組合員以外の方が地方公共団体・国・その他(会社等)から扶養手当又は、これに相当する手当を受けている場合で、その手当の対象となる方
- ・ 年額130万円以上の恒常的な収入のある方。ただし、その方の収入の全部又は一部が公的な年金給付のうち障害を支給事由とする年金の場合又は60歳以上の方であって、その方の収入の全部又は一部が公的年金等に係る収入である場合は、年額180万円以上の恒常的な収入がある方
- ・ 日本国内に住所を有しない方(日本国内に生活の基礎があると認められない方)

新

市町村・一部事務組合・広域連合の職員（短時間勤務職員については勤務が2カ月を超える者）は、その職員となった日から、共済組合の組合員になり**資格情報通知書が交付されます。**(マイナ保険証をお持ちでない場合は資格確認書も交付)

一方、組合員が退職又は死亡したときは、その翌日から組合員の資格を失いますが、退職した後も、引き続き組合員として、その資格を一定期間継続できる場合があります。

※70歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。以下「高齢受給者」という）には、高齢受給者証が交付されます。

#### 被扶養者として認められる方

主として組合員の収入によって生計を維持している①～③の方は、組合員の被扶養者として認められ、**資格情報通知書が交付されます。**(マイナ保険証をお持ちでない場合は資格確認書も交付) なお、後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の方又は65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方）である方又は後期高齢者医療制度の被保険者である組合員の被扶養者は除きます。

- ① 組合員の配偶者（内縁関係を含む）・子・父母・孫・祖父母・兄弟・姉妹
- ② ①以外で組合員と同一世帯に属する3親等内の親族
- ③ 組合員と同一世帯に属する内縁関係にある配偶者の父母及び子（配偶者の死亡後も同じ）

#### 被扶養者として認められない方（主な例）

- ・ 組合員以外の方が地方公共団体・国・その他(会社等)から扶養手当又は、これに相当する手当を受けている場合で、その手当の対象となる方
- ・ 年額130万円以上の恒常的な収入のある方。ただし、その方の収入の全部又は一部が公的な年金給付のうち障害を支給事由とする年金の場合又は60歳以上の方であって、その方の収入の全部又は一部が公的年金等に係る収入である場合は、年額180万円以上の恒常的な収入がある方
- ・ 日本国内に住所を有しない方(日本国内に生活の基礎があると認められない方)

(注) 政府の「年収の壁・支援強化パッケージ」により、被扶養者の要件を満たす方が繁忙期などで一時的に収入が増加し、年額130万円（60歳以上及び障害年金を受給している方は180万円）以上の収入が見込まれる場合においても、事業主の証明を提出することにより、共済組合が認めた場合は、当面の間、引き続き被扶養者として認定を受けることができるようになります。

7 ページ 掛金・負担金率等（令和7年度）に更新

旧

短期・保健		(単位：千分率)					
組合員種別	区分	短期				保健	
		掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	掛金	負担金
一般組合員	一般職	48.95	49.11	8.1	8.1	2.1	2.1
	特別職						
市町村長組合員							
特定消防組合員							
船員一般組合員		46.67	51.39	8.1	8.1	2.1	2.1
任意継続組合員		97.9	-	16.2	-	-	-

厚生年金保険・退職等年金・経過の長期		(単位：千分率)				
組合員種別	区分	厚生年金保険		退職等年金		経過の長期
		組合員保険料	負担金	掛金	負担金	負担金
一般組合員	一般職	91.5	91.5	7.5	7.5	0.1105
	特別職					
市町村長組合員						
特定消防組合員						
船員一般組合員						

※厚生年金保険については、70歳未満の組合員

新

短期・保健〔令和7年度〕		(単位：千分率)					
組合員種別	区分	短期				保健	
		掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	掛金	負担金
一般組合員	一般職	51.57	54.06	8.0	8.0	2.1	2.1
	特別職						
市町村長組合員							
特定消防組合員							
船員一般組合員		51.57	55.82	8.0	8.0	2.1	2.1
任意継続組合員		105.63	-	16.0	-	-	-

厚生年金保険・退職等年金・経過の長期		(単位：千分率)				
組合員種別	区分	厚生年金保険		退職等年金		経過の長期
		組合員保険料	負担金	掛金	負担金	負担金
一般組合員	一般職	91.5	91.5	7.5	7.5	0.0939
	特別職					
市町村長組合員						
特定消防組合員						
船員一般組合員						

※厚生年金保険については、70歳未満の組合員

# 給付のあらまし①〈医師にかかるとき・医療費が高額になったとき〉



医師にかかるとき

組合員

組合員が公務によらない病気やケガをしたときは、保険医療機関にマイナ保険証等<sup>※1</sup>を提示すると、かかった医療費の3割、高齢受給者（70歳以上75歳未満の方）は、2割又は3割の自己負担金を支払えば受診できます。この自己負担金が1件25,000円<sup>※2</sup>を超えときは、その超える額（その額が1,000円未満の場合は不支給。100円未満の端数は切り捨て）が「一部負担金払戻金」（船員組合員は「一部負担金返還金」）として、共済組合から支給されます。入院時に食事の提供を受ける場合は、1食につき460円を支払うと、それを超える額は共済組合が負担します。

被扶養者

被扶養者が病気やケガをしたときは、保険医療機関にマイナ保険証等<sup>※1</sup>を提示すると、かかった医療費の3割（小学校入学前は2割、高齢受給者（70歳以上75歳未満の方）は、2割又は3割）の自己負担金を支払えば受診できます。この自己負担金が1件25,000円<sup>※2</sup>を超えときは、その超える額（その額が1,000円未満の場合は不支給。100円未満の端数は切り捨て）が「家族療養費附加金」として、共済組合から支給されます。入院時に食事の提供を受ける場合は、1食につき510円を支払うと、それを超える額は共済組合が負担します。



※1 マイナ保険証等とは、マイナ保険証、資格確認書、組合員証等のことをいいます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書又は組合員証等で受診します。

※2 上位所得者（標準報酬月額53万円以上）の方は50,000円。

## 附加給付

附加給付は、各共済組合がそれぞれの定款で定めるところによって行う給付ですから、共済組合ごとにその種類や内容が異なっていますが、私たちの共済組合では、次のような附加給付を行っています。

家族療養費附加金  
家族訪問看護療養費附加金

支給額=自己負担額-25,000円  
(1,000円未満は不支給)

※上位所得者については、控除額が異なります。

## 一部負担金等の払戻し

一部負担金払戻金  
一部負担金返還金

支給額=自己負担額-25,000円  
(1,000円未満は不支給)

※上位所得者については、控除額が異なります。

こんなときにはご注意ください

## マイナ保険証等<sup>※1</sup>で受けられない診療

マイナ保険証等<sup>※1</sup>で大方の病気やケガの治療は受けられますが、次の場合は支給の対象とはなりません。

- ① マッサージなどの単なる予防措置及び疲労回復措置
- ② 美容・整形のための処置・手術
- ③ 正常な出産 ④ 医師が治療上必要と認めない治療用器具等
- ⑤ 公務による病気やケガ

## 交通事故など第三者行為によるケガをした場合

組合員及び被扶養者が、交通事故など第三者の行為でケガなどをしたときには、加害者がその損害を負担することになります。しかし、このような場合でも、そのケガが公務外であるときは、マイナ保険証等<sup>※1</sup>を使って治療することもできますが、その場合は必ず共済組合に連絡し、損害賠償申告書等の必要書類を提出してください。特に、組合員証等で治療を受けたときの示談は、あらかじめ共済組合とよく相談のうえで進めるようにしましょう。

## ～マイナ保険証等<sup>※1</sup>は大切に扱きましょう～

マイナ保険証等<sup>※1</sup>は、医療機関で受診するときなどに、組合員又はその被扶養者の資格を証明するものですから、大切に扱きましょう。なお、被扶養者実態調査により検認を行います。検認により資格が認められない場合は、当該被扶養者の取消しに係る被扶養者申告書と併せて資格確認書（高齢受給者証、限度額適用認定証を含む）が交付されている場合はその証を返納してください。

医療費が高額になったとき

医療費が高額になった場合、一定の金額を超える部分については、共済組合から「高額療養費」が支給されます。高額な医療費が、組合員の家計に過度な負担とならないよう、自己負担額を軽減するための制度です。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。



自己負担限度額を超えたとき（高額療養費）

次の場合には高額療養費が支給されます。

また、マイナ保険証を提示するか又は、あらかじめ共済組合から自己負担限度額に係る認定証の交付を受け、資格確認書と併せて医療機関等に提出することで、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

同一の月の一部負担金などの額が自己負担限度額を超えたとき

組合員又は被扶養者が、同一の月に1つの医療機関等に支払った一部負担金などの額が次の自己負担限度額を超えた場合には、高額療養費として支給されます。

表1 70歳未満の組合員

負担区分	自己負担限度額
上位所得者Ⅰ (標準報酬月額830,000円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)× $\frac{1}{100}$ <多数回該当:140,100円>
上位所得者Ⅱ (標準報酬月額530,000円以上790,000円以下)	167,400円+(医療費-558,000円)× $\frac{1}{100}$ <多数回該当:93,000円>
一般Ⅰ (標準報酬月額280,000円以上500,000円以下)	80,100円+(医療費-267,000円)× $\frac{1}{100}$ <多数回該当:44,400円>
一般Ⅱ (標準報酬月額260,000円以下)	57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得者 (市町村民税非課税等)	35,400円 <多数回該当:24,600円>

表2 70歳以上75歳未満の組合員（高齢受給者）

負担区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院を含めた世帯全体
3割 一定以上所得者Ⅲ (標準報酬月額830,000円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)× $\frac{1}{100}$ <多数回該当:140,100円>	
3割 一定以上所得者Ⅱ (標準報酬月額530,000円以上790,000円以下)	167,400円+(医療費-558,000円)× $\frac{1}{100}$ <多数回該当:93,000円>	
3割 一定以上所得者Ⅰ (標準報酬月額280,000円以上500,000円以下)	80,100円+(医療費-267,000円)× $\frac{1}{100}$ <多数回該当:44,400円>	
2割 一般	18,000円 (年額上限14.4万円)	57,600円 <多数回該当:44,400円>
2割 低所得者Ⅱ (市町村民税非課税等)		24,600円
2割 低所得者Ⅰ (低所得者Ⅱのうち一定の基準に満たない者)	8,000円	15,000円

同一の月の一部負担金などの額で21,000円以上のものが複数あるとき(世帯合算)

同一の世帯で（組合員及び被扶養者について）、同一の月にそれぞれ1つの医療機関等に支払った一部負担金などの額で21,000円以上のものが2つ以上ある場合には、それら的一部負担金などの額を合算した額から表1の自己負担限度額を控除した金額が高額療養費として支給されます。また、高齢受給者の場合はすべての一部負担金を合算して、表2を用いて支給額を計算します。

長期にわたる高額な病気の患者の特例

組合員又は被扶養者が人工透析を必要とする慢性腎不全や血友病等の診療を受けた場合で、この診療を受けた組合員又は被扶養者が共済組合の認定を受けた者であり、かつ、同一の月にそれぞれ1つの医療機関等から受けたこの診療の一部負担金などの額が10,000円(人工透析を必要とする70歳未満の組合員のうち、標準報酬月額530,000円以上の者は20,000円)を超える場合には、その一部負担金などの額から10,000円又は20,000円を控除した額が高額療養費として支給されます。

- 注1 < >内の金額は、過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。
- 注2 月の途中で75歳の誕生日を迎えると、移行した後期高齢者医療制度と移行前の医療制度、それぞれのその月の自己負担限度額が1/2となります。
- 注3 この特例を受ける場合は、共済組合が発行する「特定疾病療養受療証」を組合員証等と併せて医療機関等に提示する必要があります。
- 注4 特定疾病療養受療証は、共済組合に「特定疾病療養受療証交付申請書」を提出し、交付を受けてください。

ページ差し替え

特別の治療・療養など

訪問看護を受けたとき

組合員や被扶養者が在宅療養のため、主治医に認められ、指定訪問看護事業者から訪問看護を受けたときには、組合員、被扶養者は3割（小学校入学前は2割、高齢受給者（70歳以上75歳未満の者）は、2割又は3割）の一部負担金を支払えば、残りは全額共済組合が負担します。

この一部負担の額が1件25,000円\*を超えるときは、組合員には一部負担金払戻金を、被扶養者には家族訪問看護療養費附加金が支給されます（その額が1,000円未満の場合は不支給。100円未満の端数は切り捨て）。

\* 上位所得者（標準報酬月額53万円以上）の方は50,000円。

差額負担で治療を受けるとき

特別の治療、特別のサービスを受けるとき、必要な費用の差額を自己負担すれば受けることができます。なお、負担した差額分については給付は受けられません。

立て替え払いをするとき

病気又はケガで受診するとき、原則として「マイナ保険証等\*1」を医療機関に提示しなければなりません。①やむを得ない事情で「マイナ保険証等\*1」が使用できなかったとき、②医師の指示により、はり・灸師などの施術を受けたとき、③医師の指示により、治療用装具を購入したとき、④輸血の血液代を払ったとき、⑤海外で診療を受けたとき等は、診療にかかった費用を本人が一時立て替え、その後、共済組合に請求すれば、給付を受けることができます。

医師の指示により、患者の移送が必要となったときは、その移送費を一時立て替えておき、あとで「移送に係る医師又は歯科医師の意見書」及び「移送に要した費用の証拠書類」を添付して、共済組合に請求すればその額が支給されます。

\*1 マイナ保険証等とは、マイナ保険証、資格確認書、組合員証等のことをいいます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書又は組合員証等で受診します。

差額負担の対象

請求に必要な提出書類

①高度先進医療を提供する「特定承認保険医療機関」で診療を受けた場合は、初診・検査といった基礎的部分については、保険外併用療養費として支給対象になりますが、それ以外の高度先進医療等についての差額を支払えばよいものです。

②普通室より条件のよい病室を選んだときは、その差額を支払うことになります。

③歯の治療で特殊材料を使うときは、治療方法によって給付材料との差額を支払うことになります。

④予約診療制をとっている病院で予約診療を受けた場合や、時間外診療を希望した場合などは、予約料や時間外加算に相当する額などは自己負担になります。

(1) 緊急やむを得ない等の理由で「マイナ保険証等\*1」が使用できなかったとき  
①療養費・家族療養費請求書 ②点数記載のある医療費の領収書

(2) 前の保険証を誤って使用したとき  
①療養費・家族療養費請求書 ②診療報酬明細書  
③従前の保険者に医療費を返還した際の領収書

(3) はり・きゅう・マッサージ師などの施術を受けたとき  
①療養費・家族療養費請求書 ②主治医の同意書 ③施術証明書  
④領収書

(4) 治療用装具を購入したとき  
①療養費・家族療養費請求書 ②装具装着証明書及び作成指示書  
③領収書

(5) 海外で診療を受けたとき  
①療養費・家族療養費請求書 ②診療内容明細書 ③領収明細書  
④渡航歴の分かるパスポートの写し ⑤同意書  
\*②と③は日本語の翻訳文を添付のこと

(6) 移送されたとき  
①移送費・家族移送費請求書 ②移送に係る医師の意見書 ③領収書

旧

**出産費・家族出産費** 一児につき **420,000円**  
（産科医療補償制度の対象とならない場合は408,000円）

◆**出産費・家族出産費を請求するには、次の3つの方法があります。**

- 1. 直接支払制度利用による請求**  
 組合員との合意に基づき、医療機関等が支払機関を通じて、共済組合に出産費・家族出産費【上限42万円】の請求を行う制度です。
- 2. 受取代理制度利用による請求**  
 組合員からの事前の申請により、共済組合が医療機関等に出産費・家族出産費【上限42万円】を支払う制度です。
- 3. 上記1及び2の制度を利用しない場合の請求**  
 組合員が医療機関等の窓口で分娩費用の全額を支払い、その後共済組合に出産費・家族出産費の請求を行うことにより、支給されます。

新

**出産費・家族出産費** 一児につき **500,000円**  
（産科医療補償制度の対象とならない場合は488,000円）

◆**出産費・家族出産費を請求するには、次の3つの方法があります。**

- 1. 直接支払制度利用による請求**  
 組合員との合意に基づき、医療機関等が支払機関を通じて、共済組合に出産費・家族出産費【上限50万円】の請求を行う制度です。
- 2. 受取代理制度利用による請求**  
 組合員からの事前の申請により、共済組合が医療機関等に出産費・家族出産費【上限50万円】を支払う制度です。
- 3. 上記1及び2の制度を利用しない場合の請求**  
 組合員が医療機関等の窓口で分娩費用の全額を支払い、その後共済組合に出産費・家族出産費の請求を行うことにより、支給されます。



新規追加

育児のため  
休んだとき

組合員が組合員の3歳に満たない子を養育するため育児休業をするときは、その子が1歳<sup>\*1</sup>に達する日まで育児休業手当金が支給されます。  
また、組合員・配偶者ともに育児休業を取得する場合の育児休業手当金の支給可能な期間は子が1歳2か月<sup>\*1</sup>に達するまでとなります。なお、支給期間については1年（母親の場合、産前産後休業を含みます）が限度となります。

育児休業  
手当金

◆支給期間

育児休業により勤務に服さなかった期間  
（育児休業に係る子が1歳<sup>\*1</sup>に達する日まで）



◆支給額

1日につき 標準報酬日額 × 50<sup>\*2</sup> / 100

- (注) (1) 報酬が支払われているときは、育児休業手当金との差額のみ支給されます。  
(2) 勤務を要しない日（土・日曜日）については、支給されません。  
(3) 雇用保険法に基づき支給される育児休業給付金に準じて、給付上限相当額が設けられます。  
(4) 育児休業手当金の支給対象となる子の範囲は、法律上の親子関係がある子（実子及び養子）、特別養子縁組の監護期間にある子等です。

※1 下記①、②のいずれかの事情がある場合等は1歳6か月（1歳6か月時点で下記

- ①、②のいずれかの事情がある場合等は2歳）。  
①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合  
②子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日以降の期間についても養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により当該子を養育することが困難になった場合

※2 休業開始後180日間（土・日含む）については、給付割合が67/100になります。

育児のため  
時短勤務  
したとき

育児のため時短勤務したとき  
組合員が2歳に満たない子を養育するため育児時短勤務をした場合には時短勤務中の支給対象月につき育児時短勤務手当金が支給されます。

育児時短  
勤務手当金

◆支給期間

子の出生後一定期間内に、組合員とその配偶者双方が14日以上の子育て休業を取得した期間（最大28日間）

◆支給額

1日につき標準報酬の日額（標準報酬の月額<sup>1</sup>の1/22の額）×13/100

◆支給期間

子が2歳未満の期間に、育児時短勤務をした期間

◆支給額

支給対象月に支払われた報酬の額×最大10/100

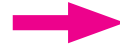
## 17 ページ 年金受給のポイント（年金額の変更）

### 65 歳からの年金

旧

**国民年金（老齢基礎年金）**

老齢基礎年金の年額は、**777,800**円（令和**4**年4月現在）です。  
ただし、保険料納付済期間が加入可能期間（40年）に満たない場合は、期間按分により減額されます。



新

**国民年金（老齢基礎年金）**

老齢基礎年金の年額は、**831,700**円（令和**7**年4月現在）です。  
ただし、保険料納付済期間が加入可能期間（40年）に満たない場合は、期間按分により減額されます。

### 老齢厚生年金の支給停止

旧

**【停止基準】**

$\left( \text{標準報酬月額} + \frac{\text{過去1年間の標準賞与額}}{12} \right) + \text{年金月額} > \text{47万円}$ のとき

※47万円は、令和**4**年度の額です。



新

**【停止基準】**

$\left( \text{標準報酬月額} + \frac{\text{過去1年間の標準賞与額}}{12} \right) + \text{年金月額} > \text{51万円}$ のとき

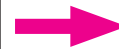

※51万円は、令和**7**年度の額です。

## 20 ページ 保健事業（内容）（事業名および概要の変更）

旧

**各種インセンティブ**


特定保健指導の終了者やジェネリック医薬品の使用者にインセンティブ事業（クオカードの配布）を実施します。



新

**各種データヘルス事業**

要医療者（生活習慣病）への受診勧奨、糖尿病性腎症の重症化予防、がん検診の結果に基づく受診勧奨など、各種データヘルス事業を実施します。



## 24 ページ 物資供給事業（取扱品目の変更）

旧

**1 取扱品目**

電気製品・紳士服・婦人服・呉服・靴・貴金属・時計・メガネ・バッグ・家庭用品・寝具・**葬祭**・旅行・電気還元整水器



新

**1 取扱品目**

電気製品・紳士服・婦人服・靴・貴金属・時計・バッグ・家庭用品・寝具・電気還元整水器

旧

①積立貯金

毎月の給与等より定額を積立てる貯金です。なお、積立て方法は定例積立（毎月の給与から控除）、賞与積立（6月、12月の賞与から控除）、臨時積立（随時預入れ）があります。

**貯金の額** 毎月給与、賞与からの積立額1,000円の整数倍（臨時積立は1円単位まで可能）

**利率** 年0.75% [半年複利] （税引前）

手続方法

手続手段	取扱い時期	手続き方法	提出書類
新規申込	窓口	共済組合貯金窓口にて右記書類の提出をお願いします 【ご持参物】共済貯金届出印	共済貯金加入申込書 ※共済組合窓口にあります
	郵送	右記書類の郵送をお願いします	共済貯金加入申込書 ※後員の記入例を参照下さい
臨時積立	窓口	随時、取扱い可能です（新規加入の場合は、締切日の翌月から利用開始となります。） 共済組合貯金窓口にて右記書類を提出の上、現金をお持込みください	臨時積立申込書 ※共済組合窓口にあります
	振込	貯金の振込依頼書にて共済組合貯金経理口座（四国銀行、高知銀行）へ振込みをお願いします	特になし
一部払戻	窓口	締切日、払戻日は「積立貯金一部払戻予定表」とおりです。共済広報1月号に掲載しています。	積立貯金一部払戻請求書 ※共済組合窓口にあります
	郵送	右記の書類の郵送をお願いします	積立貯金一部払戻請求書 ※後員の記入例を参照下さい
解約	窓口	共済組合貯金窓口にて右記書類の提出をお願いします 【ご持参物】共済貯金届出印	積立貯金解約請求書 ※共済組合窓口にあります
	郵送	右記の書類の郵送をお願いします	積立貯金解約請求書 ※後員の記入例を参照下さい
金額変更	窓口	共済組合貯金窓口にて右記書類の提出をお願いします 【ご持参物】共済貯金届出印	積立額変更届書 ※共済組合窓口にあります
	郵送	右記書類の郵送をお願いします	積立額変更届書 ※後員の記入例を参照下さい

○4月と10月に半期ごとの入出金と利息を記した「貯金現在残高通知書」を送付いたします。



新

①積立貯金

毎月の給与等より定額を積立てる貯金です。なお、積立て方法は定例積立（毎月の給与から控除）、賞与積立（6月、12月の賞与から控除）、臨時積立（随時預入れ）があります。

**貯金の額** 毎月給与、賞与からの積立額1,000円の整数倍（臨時積立は1円単位まで可能）

**利率** 年0.75% [半年複利] （税引前）

手続方法

手続手段	取扱い時期	手続き方法	提出書類
新規申込	郵送	右記書類の郵送をお願いします	共済貯金加入申込書
	振込	随時、取扱い可能です（新規加入の場合は、締切日の翌月から利用開始となります。） 貯金の振込依頼書にて共済組合貯金経理口座（四国銀行、高知銀行）へ振込みをお願いします	特になし
一部払戻	郵送	右記の書類の郵送をお願いします	積立貯金一部払戻請求書
	振込	随時、取扱い可能です（新規加入の場合は、締切日の翌月から利用開始となります。） 貯金の振込依頼書にて共済組合貯金経理口座（四国銀行、高知銀行）へ振込みをお願いします	特になし
解約	郵送	右記の書類の郵送をお願いします	積立貯金解約請求書
	振込	随時、取扱い可能です（新規加入の場合は、締切日の翌月から利用開始となります。） 貯金の振込依頼書にて共済組合貯金経理口座（四国銀行、高知銀行）へ振込みをお願いします	特になし
金額変更	郵送	右記書類の郵送をお願いします	積立額変更届書
	振込	随時、取扱い可能です（新規加入の場合は、締切日の翌月から利用開始となります。） 貯金の振込依頼書にて共済組合貯金経理口座（四国銀行、高知銀行）へ振込みをお願いします	特になし

○4月と10月に半期ごとの入出金と利息を記した「貯金現在残高通知書」を送付いたします。



21 ページ 貯金事業の記載内容の変更 (②定期貯金)

旧

②定期貯金

分割払戻しをしない条件で、一定の金額を預け入れる貯金です。

**貯金の額** 1口10,000円以上  
(1万円以上であれば、1円単位で可能)、口数は99口まで。

**利率** 年0.7% [1年満期] (税引前)

※解約の申出がない場合は元利金合計で自動継続いたします。  
※中途解約利息は0.1%となります。

手続方法

	手続手段	取扱い時期	手続き方法	提出書類
新規 申込	窓口	随時、取扱い 可能です	共済組合貯金窓口にて右記書類の提出をお願いします ※既に積立貯金を利用されている場合は不要です <b>【ご持参物】共済貯金届出印</b>	共済貯金加入申込書 ※共済組合窓口にあります
	郵送		右記書類の郵送をお願いします ※既に積立貯金を利用されている場合は不要です ※後員の記入例を参照下さい	共済貯金加入申込書
預入	窓口	随時、取扱い 可能です	共済組合貯金窓口にて右記書類を提出の上、現金をお持ちください	定期貯金申込書 ※共済組合窓口にあります
	郵送		貯金の振込依頼書にて共済組合貯金口座(四国銀行、高知銀行)へ振込みをお願いします	特になし
解約	窓口	随時、取扱い 可能です	共済組合貯金窓口にて右記書類の提出をお願いします <b>【ご持参物】共済貯金届出印、本人確認書類(運転免許証、その他写真つきの身分証明書)</b>	定期貯金証書
	郵送		右記書類の郵送をお願いします なお、午前中までに到着分は翌営業日に登録口座へ送金いたします	定期貯金証書 ※裏面に署名、共済貯金登録印の押印をお願いします

○満期が到来する定期につきまして満期日の前月10日ごろに「定期貯金利息計算書」を送付いたします。



新

②定期貯金

分割払戻しをしない条件で、一定の金額を預け入れる貯金です。

**貯金の額** 1口10,000円以上  
(1万円以上であれば、1円単位で可能)、口数は99口まで。

**利率** 年0.7% [1年満期] (税引前)

※解約の申出がない場合は元利金合計で自動継続いたします。  
※中途解約利息は0.1%となります。

手続方法

	手続手段	取扱い時期	手続き方法	提出書類
新規 申込	郵送	随時、取扱い 可能です	右記書類の郵送をお願いします ※既に積立貯金を利用されている場合は不要です	共済貯金加入申込書
			貯金の振込依頼書にて共済組合貯金口座(四国銀行、高知銀行)へ振込みをお願いします	特になし
預入	振込	随時、取扱い 可能です	貯金の振込依頼書にて共済組合貯金口座(四国銀行、高知銀行)へ振込みをお願いします	特になし
			右記書類の郵送をお願いします なお、午前中までに到着分は翌営業日に登録口座へ送金いたします	定期貯金証書 ※裏面に署名、共済貯金登録印の押印をお願いします

○満期が到来する定期につきまして満期日の前月10日ごろに「定期貯金利息計算書」を送付いたします。



## 25 ページ 利用できる施設（宿泊施設追加と削除）

### 宿泊施設

#### ・施設名変更

星の山荘 梶ヶ森	〒789-0255 長岡郡大豊町佐賀山1248-3	0887-74-0360
----------	---------------------------	--------------

#### ・削除

木の香温泉	〒781-2615 吾川郡いの町桑瀬225-16	088-869-2300
-------	--------------------------	--------------

#### ・追加施設

LOGOS PARK SEASIDE KOCHI SUSAKI	〒785-0162 須崎市浦ノ内東分2251番地	0889-59-0601
四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ	〒787-1229 四万十市田出ノ川24	0880-31-8400

### 健康増進施設

#### ・削除

森林保養センター	〒781-6202 安芸郡馬路村魚梁瀬	0887-43-2240
----------	---------------------	--------------

#### ・追加施設

天然の湯ながおか温泉	〒783-0025 南国市下末松106	088-864-6300
アシズリテルメ	〒787-0315 土佐清水市足摺岬字東畑1433-3	0880-88-0301

## 26 ページ 互助会のあらまし（構成団体及び会員の注釈の追加）

### 旧

- ※1) 会計年度任用職員等任期の定めのある職員である共済組合員も会員となります。
- ※2) 令和4年10月より地方公共団体に属する事業所に勤務する短時間労働者・非常勤職員において、地方公務員等共済組合法が適用拡大され、短期事業・保健事業適用の共済組合員となる方も会員となります。
- ※3) 高知市の職員（高知市厚生会会員）については、退職福祉部事業及び団体定期保険事業のグループ共済のみ対象となります。

### 新

- ※1) 会計年度任用職員等任期の定めのある職員である共済組合員も会員となります。
- ※2) 令和4年10月より地方公共団体に属する事業所に勤務する短時間労働者・非常勤職員において、地方公務員等共済組合法が適用拡大され、短期事業・保健事業適用の共済組合員となる方も会員となります。
- ※3) 高知市の職員（高知市厚生会会員）については、退職福祉部事業及び団体定期保険事業のグループ共済のみ対象となります。
- ※4) 75歳以上の後期高齢者医療制度へご加入中の方で、共済組合の保健事業の適用となる方は会員となります。

## 27 ページ 事業の概要（①給付事業目の注釈記載場所の変更）

### 旧

20年間在会したとき (在会表彰金)	会員として資格を取得した日以降、引き続き20年間在会したとき30,000円を支給します。
	<b>注意事項</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>給付の権利は、その原因である事実が発生した日から生じ、満2年をもって消滅します。</li> <li>給付金に100円未満の端数がある場合は切り捨てます。</li> <li>請求書の締切日は毎月10日（給付日はその月の下旬）です。</li> </ol>

### 新

20年間在会したとき (在会表彰金)	会員として資格を取得した日以降、引き続き20年間在会したとき30,000円を支給します。
<b>注意事項</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>給付の権利は、その原因である事実が発生した日から生じ、満2年をもって消滅します。</li> <li>給付金に100円未満の端数がある場合は切り捨てます。</li> <li>請求書の締切日は毎月10日（給付日はその月の下旬）です。</li> </ol>	

旧

**退職後の給付**

① **医療費補助金**

医療費総額から、健康保険法等による公費負担額を控除した自己負担額のうち72,300円(給付上限額)に達するまでの額(附加給付等がある場合は、その額を更に控除)について、5,000円を超えた額を給付します。(最低給付額500円)  
※給付額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てて計算します。

② **配偶者医療費補助金**

配偶者退職会員が保険医療機関等で治療を受けたとき  
 上記と同様で、6,000円を超えた額を給付します。(最低給付額500円)  
※給付額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てて計算します。

③ **自己負担額(給付)の取扱い**

ア 1件の取扱い

- 月の1日から末日までを1件として計算します。(暦月ごとに計算)
- 病院・診療所・調剤薬局  
 医療機関ごと調剤薬局ごと(処方せんを交付した医療機関ごと)にそれぞれを1件とします。
- 総合病院  
 複数の科を受診した場合は合計1件としますが、歯科は一医療機関として1件とします。処方された調剤についても同様の扱いとなります。



新

**退職後の給付**

① **医療費補助金**

医療費総額から、健康保険法等による公費負担額を控除した自己負担額のうち72,300円(給付上限額)に達するまでの額(附加給付等がある場合は、その額を更に控除)について、5,000円を超えた額を給付基準額(最低額500円)とし、給付基準額に給付率を乗じて給付します。  
※給付基準額・給付額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てて計算します。

② **配偶者医療費補助金**

配偶者退職会員が保険医療機関等で治療を受けたとき  
 上記と同様で、6,000円を超えた額を給付基準額(最低額500円)とし、給付基準額に給付率を乗じて給付します。  
※給付基準額・給付額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てて計算します。

③ **自己負担額(給付)の取扱い**

ア 1件の取扱い

- 月の1日から末日までを1件として計算します。(暦月ごとに計算)
- 病院・診療所・調剤薬局  
 医療機関ごと調剤薬局ごと(処方せんを交付した医療機関ごと)にそれぞれを1件とします。
- 総合病院  
 複数の科を受診した場合は合計1件としますが、歯科は一医療機関として1件とします。処方された調剤についても同様の扱いとなります。

旧

○ 退職会員 .....	15,000円助成
○ 配偶者退職会員 .....	7,000円助成

**注意事項**

**給付の中断**

退職会員の資格を取得した者が、その日以降再び市町村等の職員(特別職を含む)となったときは、退職するまでの間、給付等(弔慰金は除く)を受ける権利は中断します。

また、地方公務員等共済組合法等に基づく共済組合、又は公共企業体等の職員が加入する共済組合の組合員の間、給付等(弔慰金は除く)を受ける権利は中断します。配偶者退職会員も同様です。

なお、退職会員が給付の中断となる場合は、配偶者退職会員も中断となります。



新

○ 退職会員 .....	17,600円助成
○ 配偶者退職会員 .....	9,900円助成

**注意事項**

**給付の中断**

退職会員の資格を取得した者が、その日以降再び市町村等の職員(特別職を含む)となったときは、退職するまでの間、給付等(弔慰金・短期人間ドック利用助成金は除く)を受ける権利は中断します。

また、地方公務員等共済組合法等に基づく共済組合、又は公共企業体等の職員が加入する共済組合の組合員の間、給付等(弔慰金・短期人間ドック利用助成金は除く)を受ける権利は中断します。配偶者退職会員も同様です。